

龍ヶ崎市災害廃棄物処理計画（概要版）

1 計画策定の目的

全国各地で大規模地震や台風に伴う大雨による河川のはん濫，集中豪雨による土砂崩れなどが相次いで発生し，災害の脅威が年々増している中，非常災害時において一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理が地域の復旧・復興の妨げとなり，大きな課題となっています。

このため，災害発生後の廃棄物処理対策の充実・強化を図り，災害廃棄物を適正に迅速に処理することを目的として，「龍ヶ崎市災害廃棄物処理計画(以下，「本計画」という)」を策定しました。



■昭和 56 年小貝川決壊現場（龍ヶ崎市高須町地先）：龍ヶ崎市危機管理課資料

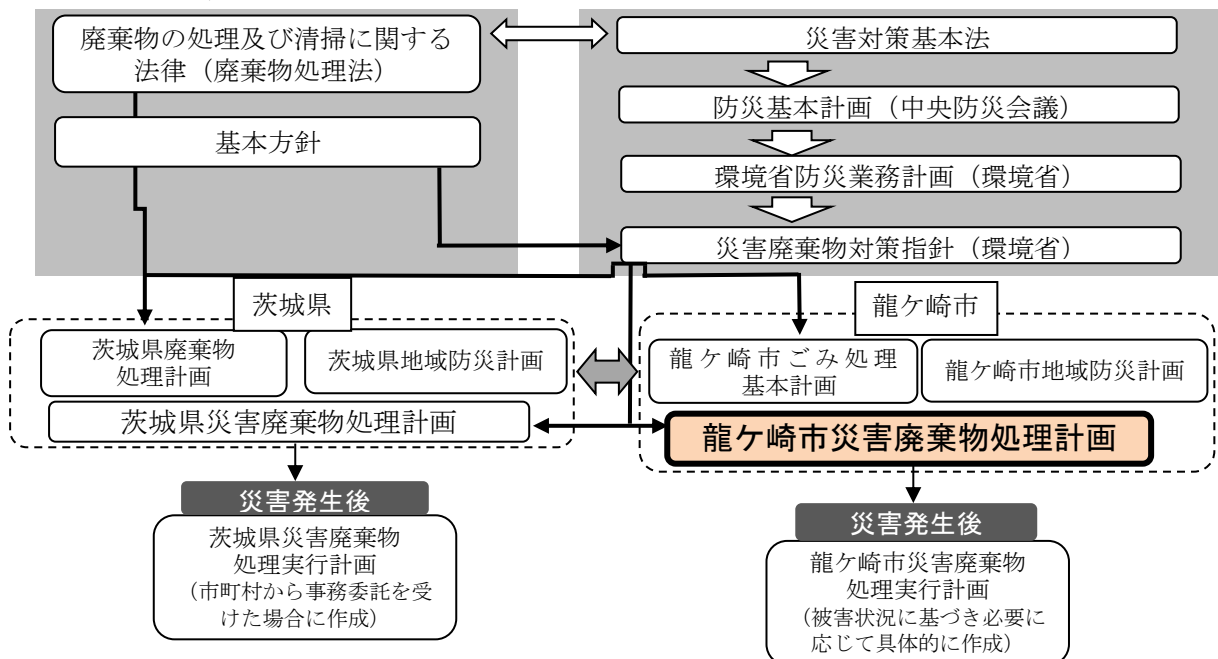


■平成 23 年東日本大震災時に発生した災害廃棄物

（ふるさとふれあい公園，龍ヶ崎地方塵芥処理組合）：龍ヶ崎市環境対策課資料

2 計画の位置付け

本計画は，環境省「災害廃棄物対策指針」を踏まえ，「茨城県廃棄物処理計画」との整合性を図りつつ，「龍ヶ崎市地域防災計画」，「龍ヶ崎市ごみ処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完し，災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものです。



3 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震や風水害等の災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物です。

4 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実行

市民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、腐敗性、有害性又は危険性のある廃棄物の優先的な処理を進め、復旧・復興の妨げにならないよう円滑で迅速な処理を実行します。

(2) 分別・再生利用

災害廃棄物の処理においては、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量を削減します。

(3) 目標期間内での処理実施

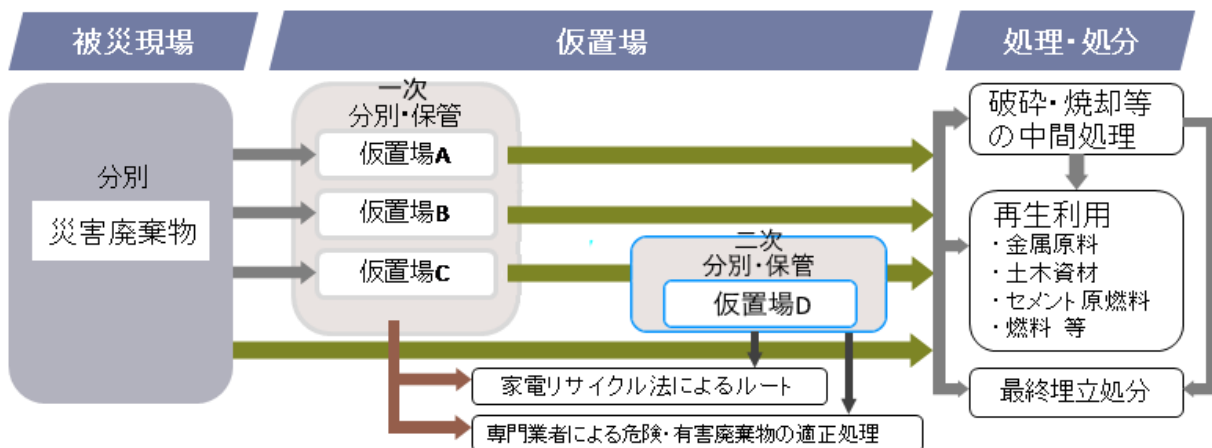
災害廃棄物の処理は、目標期間内に本市の域内での処理、または、県内市町村の相互支援による処理及び県内の事業者による処理を進めることを原則とします。

(4) 合理的かつ経済的な処理

処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

5 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入、仮置場に分別して集積・保管します。



6 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

災害が発生した際は、被害状況を踏まえて、災害廃棄物処理の基本方針に基づき、処理の基本方針及び処理期間の検討のほか、収集運搬や処理・処分方法、再生利用先の確保、仮置場等を検討し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。実行計画は、処理の進捗状況等に応じて、災害廃棄物発生量と処理処分先・再生利用先等を見直し、改定していくものとします。

7 仮置場の設置と分別の徹底

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。仮置場内では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とし、仮置場内レイアウト等の事前周知や、仮置場入り口に場内レイアウト等の案内表示を行うことで分別の徹底に努めます。

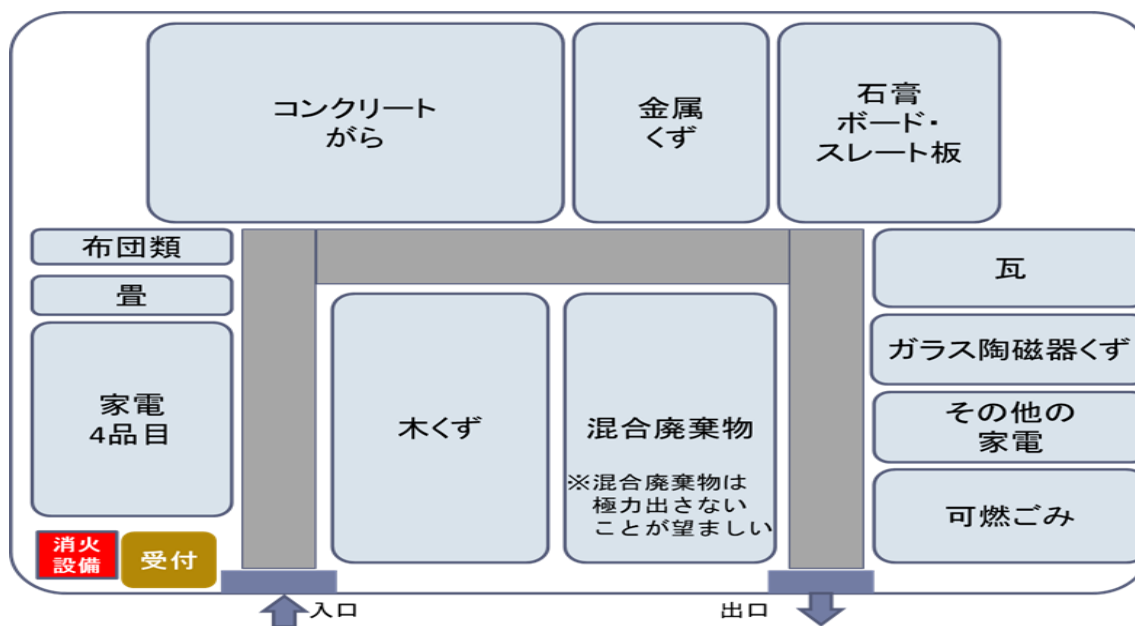
(本市が大きな被害を受けると想定している災害の仮置場必要面積)

想定する災害	茨城県南部地震 (発生量約 13.6 万トン)	利根川水系小貝川のはん濫 (発生量約 3.5 万トン)
仮置場面積	約 6.1ha	約 3.1ha ※1

※1 利根川水系小貝川のはん濫については、水害による災害廃棄物の発生量を推計する上で必要となる種類別の発生原単位やみかけ比重などを国が示していないことから、本計画では見かけ比重を $1.1/m^3$ (災害廃棄物対策指針技術資料 1-11-1-1 に示された津波堆積物の値) を用いて仮置場面積を試算。

また、推計に際し、腐敗性廃棄物(量)の積み上げ高さについては、震災ネットワーク(廃棄物・し尿等分野) 国立環境研究所「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防(第二報補遺)」で示す 2m で試算を行った。

(仮置場の分別配置の例)



8 処理・処分

本市で発生した災害廃棄物の処理は、本市が主体となって処理することを基本とします。これら災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。既存の廃棄物処理施設での処理を行い、本市内で処理しきれない場合には、県内の市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理等を要請します。

なお、災害廃棄物は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の余力で処理することとなりますが、クリーンプラザ・龍においては、運営者である龍ヶ崎地方塵芥処理組合及び構成市町と情報共有を図り、構成市町の要処分量とクリーンプラザ・龍の処理可能量の比較・検討を行い、処理に要する期間を把握し、可能な限り本市の域内での処理に努めます。

9 受援・協力・支援体制

本市が被災し、災害廃棄物の処理においてクリーンプラザ・龍では処理しきれないことが見込まれる場合には、県内の市町村の支援による処理及び県内の事業者による支援を要請するほか、協定等に基づく協力・支援、国・県を通じた協力・支援を要請します。

また、本市において、災害による被害がない又は被害が少ない場合には、必要に応じて他自治体の廃棄物処理対応について、協定等に基づく協力・支援や、国・県を通じた協力・支援を行います。

なお、大規模災害時は、行政だけの力で全て対応することができないため、協定事業者等以外の民間企業やボランティアとも連携し、お互いの得意分野を生かして役割分担することを検討します。

10 市民への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、市民の理解と協力が必要です。このため、災害廃棄物の分別や排出方法等の周知をするとともに、混乱に乗じた不法投棄防止し、便乗ごみの排出等の不適正な処理が行われることのないように市民への啓発に努めます。

また、非常災害時は、災害廃棄物の大量の発生で、通常の家系一般廃棄物の処理能力や収集運搬能力を十分に確保することができないことも想定されることから、家系一般廃棄物の収集日・収集回数・資源ごみの収集などの変更等について、複数の広報媒体を活用して市民へ速やかに広報・周知を行います。



龍ヶ崎市災害廃棄物処理計画（概要版）

令和2年4月

発行・編集

〒301-8611

電 話

龍ヶ崎市産業経済部環境対策課

茨城県龍ヶ崎市3710番地

0297-64-1111（代表）